

札幌市告示第3729号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項及び第11条第2項の規定により、令和2年札幌市告示第5402号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

令和4年（2022年）9月21日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市北区北22条西5丁目18番247の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質
 - (1) 要措置区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
砒素及びその化合物
 - (2) 形質変更時要届出区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項（土壤含有量）の基準に適合していない特定有害物質
 - (1) 形質変更時要届出区域において土壤含有量基準に適合していない特定有害物質
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（掘削除去）